



夏井小学校だより No. 2

なつじ



QRコード

令和3年4月9日

<スローガン>

- なかよく
 - つよく
 - いっしょう
- けんめい



教育目標：「豊かな関わりを自ら築き、共に学び育つ児童の育成」

TEL 34-3226 FAX 34-4219 発行責任者：いわき市立夏井小学校長 高橋 健也

披露式・始業式（4月6日）

子どもたちの間隔を空け、窓を開けて換気しマスク着用で、転入職員披露式、第1学期始業式を行いました。披露式では、高橋健也校長、山本和先生、筒井満弘先生を迎え、児童を代表して小泉那奈さんが、こころ温まる歓迎の言葉を述べました。

入学式（4月6日）

新入生19名を迎え、入学式を行いました。新入生の皆さん、保護者の皆様、ご入学おめでとうございます。式には在校生を代表して6年生が参加し、大森楓くんが歓迎の言葉を述べ、距離をとってマスクをしつつ6年生全員で校歌を披露しました。新入生が加わり全校生86名での令和3年度のスタートです。元気に登校し、早く小学校生活に慣れて、楽しい小学校生活を送ってほしいと思います。やさしいお兄さん、お姉さんたちと楽しく学校生活を送り、みんなで成長していけることを願っています。



地域の方々に見守られて（4月7日）

7日より、1年生も集団登校をしました。この日は、交通安全協会の皆様をはじめ、高久駐在所の助川さん、見守り隊など多くの地域団体の方々が、朝早くから集まり、通学路に立って子ども達の安全な登校のためにご指導してくださいました。本当にありがとうございました。子ども達も、1年生の歩く速さに合わせ、列を乱さず歩くことができました。今後とも安全な登校のために地域の方々と協力して取り組んでまいりたいと思います。



発育測定 ～健康な体づくり～（4月7日、8日）

7日（火）と8日（水）の二日間にわたり、発育測定を実施しました。はじめに養護教諭の森島先生から、身長・体重の測定の際の注意点などの説明がありました。子どもたちはしっかり聴いて発育測定に臨んでいました。身長・体重を計測してもらい、どの子も自分の成長を感じていたようです。



校外子ども会 ～安全・安心な登下校～（4月9日）

9日の校外子ども会では、各地区の危険箇所や朝の集合時刻の確認、登下校時の安全な道路の歩き方等について確認しました。いつも地域の方々に見守られていますが、子ども達の安全に対する理解を一層深め、自分の命は自分で守る意識を高めていきたいと考えています。

集団登校の様子を見ても、お兄さん、お姉さんたちがみんなの面倒を見ながら安全に気をつけて集団登校しています。さすが、夏井小のお兄さん、お姉さんです！地域・保護者の皆様も交差点等で登校を見守ってくれています。ありがとうございます。



月初めは「いじめ許さんデー」

本校では、毎月の月初めを「いじめ許さんデー」とし、今月は6日に学級ごとにいじめ防止につながる取組を行いました。ちょっとしたからかいや相手の言葉の受け止め方の個人差などによって、いじめに発展してしまうことがあります。子どもたちが、お互いに思いやりの気持ちを持ち、安心して生活できる学校であることを願い、いじめ防止に努めてまいります。ご家庭でも、心配な点などありましたらいつでも学校にご連絡ください。

万一、新型コロナウイルスに感染した場合等についても、お友達といつも通り接するようにすること（誹謗中傷などをしないこと）について、始業式に校長より子どもたちにお話ししました。

※ 裏面に、本校の「いじめ防止基本方針」を載せました。学校でいじめ事案が発生した場合には、この方針により迅速な対応をまいります。詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

<https://iwaki.fcs.ed.jp/wysiwyg/file/download/452/449758>（←クリック）

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. 目 的

- (1) いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (2) いじめ防止等対策委員会を中心として、いじめの防止及び解消について組織的に取り組み、全児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるようにする。

2. 組 織

学校運営組織機構の各種委員会内に、いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）を常設する。

この委員会は、校長（委員長）、教頭（副委員長）、人権教育主任（いじめ防止等対策主任）、生徒指導主事、及び委員長が必要と認める者で構成する。

重大事態への対応の場合は、必要に応じて外部専門家等を加える。

※重大事態:いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(※)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

(※)年間 30 日を目安(又は一定の期間連続して欠席)

3. いじめに対する対応・措置の基本方針

- (1) いじめに関する児童からの相談や通報を受けた時および在籍児童がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、いじめの事実の有無を確認する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導およびその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) 必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。
- (4) いじめの事案に係る情報は、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置を講じる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき内容に及ぶ場合は、児童の生命・身体または財産を守るため、適切な援助を求めることに躊躇せず、いわき中央警察署（又は高久駐在所）と連携して対処する。